



# 鳥取県公報

平成15年 1月14日(火)  
第 7 4 4 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (9) (長寿社会課) .....	1
	指定居宅介護支援事業者の指定 (10) (〃) .....	2
	指定居宅サ - ビス事業者の指定があったものとみなされたもの (11) (〃) .....	2
	介護老人保健施設の開設の許可 (12) (〃) .....	2
	障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センター の指定 (13) (労働雇用課) .....	3
	土地改良区の役員の退任 (14) (耕地課) .....	3
	都市計画の変更 (2件) (15・16) (都市計画課) .....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第9号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社山崎工業 代表取締役 山崎明範	鳥取市徳尾443 - 3	はごろも	鳥取市徳尾443 - 7	訪問介護	平成14年11月1日
有限会社大東工業 代表取締役 浜田一徳	境港市外江町1932 - 4	ファミリー・ケア福祉用具部	境港市財ノ木町1060	福祉用具貸与	〃
医療法人社団日翔会 理事長 湖山聖道	日野郡日野町根雨909 - 1	医療法人社団日翔会グループホームいちよの木の	日野郡日野町根雨899 - 1	痴呆対応型共同生活介護	平成14年12月16日

## 鳥取県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人麗明会 理事長 井上万吉男	西伯郡大山町安原 1118 - 1	ばんだの里指定居宅 介護支援事業所	西伯郡大山町安原 1118 - 1	平成14年12月16日
株式会社ソルヘム 代表取締役 伊藤正	東伯郡東伯町大字徳 万70 - 1	陽だまりの家居宅介 護支援事業所	東伯郡東伯町大字逢 束873	平成14年12月25日

## 鳥取県告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人ショウトク福祉会 理事長 谷本要	米子市榎原1889 - 6	介護老人保健施設ア イアイ	米子市榎原1823	通所リハビリテー ション、短期入 所療養介護	平成14年11 月 8 日
医療法人佐々木医院 理事長 佐々木博 史	西伯郡中山町田中 646 - 1	介護老人保健施設は まなす	西伯郡中山町田中 1383	〃	平成14年12 月 1 日

## 鳥取県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許 可 年 月 日

社会福祉法人ショウトク福祉会 理事長 谷本要	米子市榎原1889 - 6	介護老人保健施設アイアイ	米子市榎原1823	平成14年11月 8 日
医療法人佐々木医院 理事長 佐々木博史	西伯郡中山町田中 646 - 1	介護老人保健施設はまなす	西伯郡中山町田中 1383	平成14年12月 1 日

**鳥取県告示第13号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第9条の18の規定に基づき、同法第9条の19に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第9条の20において準用する同法第9条の12第2項の規定により告示する。

平成15年 1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定した者の名称 特定非営利活動法人すてつぷ
- 2 指定した者の住所 米子市道笑町二丁目126
- 3 指定した者の事務所の所在地 米子市道笑町二丁目126
- 4 指定年月日 平成14年12月27日

**鳥取県告示第14号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年 1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 辺 美 徳 東伯郡大栄町大字瀬戸569  
平成14年12月 6 日退任

**鳥取県告示第15号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
鳥取市湖山町北一丁目、湖山町北六丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、松並町一丁目、松並町二丁

目及び田園町四丁目

**鳥取県告示第16号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路 3・6・5号古海晩稲線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更なし